

# 外国特許トピックス

2021年5月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## インドネシア特許の実施義務について

インドネシア政府は2021年2月3日付で規定2021年第14号を発行しました。これにより、インドネシア特許権者は当該特許の不実施期間を延長する申請を行うことができなくなりました。今回はインドネシア特許の実施義務について紹介します。

### 1. インドネシア特許の実施義務

特許権者の特許発明不実施について各国により規定が異なります。インドネシア現行特許法(2016年改正特許法)では、特許発明の実施義務(「特許を受けた物を製造または方法を使用する義務」)(第20条1項)、特許発明不実施の場合の強制実施権(第82条)、および特許権取消(第132条)を規定しています。各国の現行特許法で特許発明の一般的な実施義務を課しているのはインドネシアのみです(※)。同法は、特許発明を実施することにより「技術移転、投資または雇用機会の提供を支援しなければならない」と実施義務の目的を明記し(第20条2項)、さらに、旧法下で認められていた実施義務の免除規定を削除して、従来の実施義務の強化を図っています。

※ベトナムの特許法も実施義務を規定していますが、国防、疾病予防、および治療などベトナム国内において緊急な需要を満たす必要がある場合にのみ限定的に実施義務を課しています。

特許発明の実施義務の主な内容は以下のとおりです(規定2018年第15号および規定2019年第30号)。

No.	内容
1	特許権者が特許付与日から36ヶ月以内に実施義務を履行しない場合、強制実施権の根拠や特許取消理由になり得る。
2	特許権者は実施義務延長申請を行うことができる。
3	実施義務の延長申請は、特許付与日から3年以内に理由書を添えて行わなければならない。
4	実施義務の延長期間は延長の決定の日から最長5年間(理由があれば申請により更に延長することができる)。
5	2019年12月9日前に付与された特許の実施延期申請期限は2022年12月8日までとなる。

### 2. 不実施期間延長申請ができなくなった理由

インドネシア政府は2021年2月3日付で規定2021年第14号を発行しました。規定2021年第14号は特許発明の実施義務を定める規定2019年第30号を修正し、実施義務の延長を認める当該規則39条から44条を削除しました。これにより、特許権者が実施義務の延長申請を行うことはできなくなりました。

現地代理人の見解によりますと、実施義務の延長申請を認めないのは2020年11月2日に施行された雇用創出オムニバス法と関係があるとしています。雇用創出オムニバス法は、インドネシアの雇用創出を目的として様々な法律から関係する条文のみを取り出し、その修正版を並べて全体で一つの法律にしたものです。この法律の中で、実施義務の「実施」の定義は「物を製造または方法を使用」のほか、「物の輸入および実施許諾」も含むとされました。実施の定義が拡大されることにより、今まで以上に幅広く実施が認められることになるため、実施義務の延長を認める必要がなくなった(延長申請が認められなくなっても実施の定義が広く認められることになるため特許権者への影響は小さく実質上問題はない)というのが現地代理人の多数意見です。

産業政策的な視点から特許発明の社会的意義を重視すると適切な特許発明の実施が求められます。一方で特許権者が持つ特許権行使の自由をどこまで制限することができるかという考慮も必要となります。両者の利益衡量に加え各国の事情や発明内容などを勘案して、加盟している国際条約の考え方を前提に各国ごとに実施義務、強制実施権、特許取消権が定められています。インドネシアにおいて、特許発明の不実施に対する規制が強いことに対し、特に、特許発明をすぐに実施することが難しい外国企業から反対の声がありました。今後、インドネシア政府が外国企業からのニーズに耳を傾けつつ、特許発明の不実施に対して一定の姿勢を維持するためのバランスをどのよう取っていくのか、注視してまいります。

以上